

1 会議名 令和6年第12回稲城市農業委員会総会

2 日時 令和6年12月11日(水)

開議 午後1時00分

閉議 午後2時14分

3 会場 J A東京みなみ稲城支店 経済店舗2階会議室

#### 4 出席委員

1番 松本 一宏

2番 金井 司

3番 笹久保 栄人

4番 笹久保 橋寿

5番 高橋 一朗

7番 松本 信之

8番 佐脇 博吏

9番 大久保 一弘

10番 小宮 尚幸

11番 上原 徳和

12番 石井 篤司

#### 5 欠席委員

6番 川村 あや

#### 6 事務局

局長 関口 美鈴

係長 佐藤 江美子

書記 相田 雄太郎

#### 7 議事日程

(1) 会議録署名委員の選出

(2) 第23号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について

(3) 第24号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について

(4) 第35号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

(5) 第36号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(6) 第37号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について

(7) 第38号報告 証明書の発行について

議長 ただいまより、令和6年第12回稲城市農業委員会総会を開会します。本日は、全員出席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、12番 石井 篤司(いしい あつし)君、3番 笹久保 栄人(ささくぼ よしと)君を指名いたします。次に日程2、第23号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号227号については令和6年11月20日に地元委員の松本 信之委員と現地調査を実施しております。

議長 それでは受付番号227号について7番 松本 信之君より説明願います。

松本(信)委員 7番委員の松本です。受付番号227号については、以前より当事者から何度も農地に関する相談を受けてきました。その上で、一部農地を売却する方向となったため、今回の申請に至りました。その上で、あらためて令和6年11月22日に事務局と現地確認を行った結果、当該農地は主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

高橋職代 農地面積は何㎡くらいですか。

事務局 4,375 ㎡です。

議長 売却しない農地は今後残していくのか。

事務局 まだ確定はしていませんが、生産緑地として残していく形になるかと思えます。

議長 特定生産緑地にはなっているのか。

事務局 その通りです。

議長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第 23 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって第 23 号議案については承認されました。次に日程 3、第 24 号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

佐脇委員 貸付人自身は農業をしないのか。

事務局 自身でも維持管理を行っていく予定の土地がある。

高橋職代 私の方でも、申請地については上原委員と一緒に利用状況調査に行っているが、綺麗に管理していることは確認できているので、都市農地の貸借の円滑化に関する法律を活用していくのは良いことではないかと思えます。

議 長 申請地の隣は貸付人の土地ですか。

事務局 別の方の土地です。

上原委員 借受人が田で行う事業は市も関わって事業をやっているのか。

事務局 事業として所管課があるわけではない。

笹久保栄人委員 生産物の50%以上を川崎市内で販売とありますが、具体的にどう販売するか聞いていますか。

上原委員 敷地内の直売所で販売している。

笹久保栄人委員 数値は努力目標ですか。

事務局 その通りです。実績等を確認しているわけではありません。

議長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第 24 号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって第 24 号議案については承認されました。それでは次に日程 4、第 35 号報告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。次に日程 5、第 36 号報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。次に日程 6、第 37 号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。ここで、稲城市農業委員会会議規則第 10 条の規定により委員会の委員は自己又はその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することは出来ないとあります。今回は、私と松本 信之君の案件がありますので、稲城市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、まずは私が退席し、議事を進めます。退席中の議事進行につきましては農業委員会会長職務

代理である高橋 一朗君に委任いたします。それでは、暫時休憩いたします。

(松本 一宏会長が退席)

高橋職代        それでは、松本 一宏会長の関係案件について事務局説明願います。

事 務 局        (議案書をもとに説明する。)

高橋職代        事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。それでは、松本 一宏会長の関係案件が終わりましたので、松本 一宏会長が席に戻ります。続いて松本 信之君の案件がありますので、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、松本 信之君が退席します。暫時休憩いたします。

(松本 一宏会長が着席。松本 信之委員が退席。)

議 長        それでは再開いたします。松本 信之君の関係案件について事務局説明願います。

事 務 局        (議案書をもとに説明する。)

議 長        事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。それでは、松本 信之君の関係案件が終わりましたので、松本 信之君が席に戻ります。暫時休憩いたします。

(松本 信之委員が着席)

議 長 続いて、残りの案件について事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。次に日程7、第38号報告 証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和6年第12回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時14分閉会)